

防音シートの経年管理基準

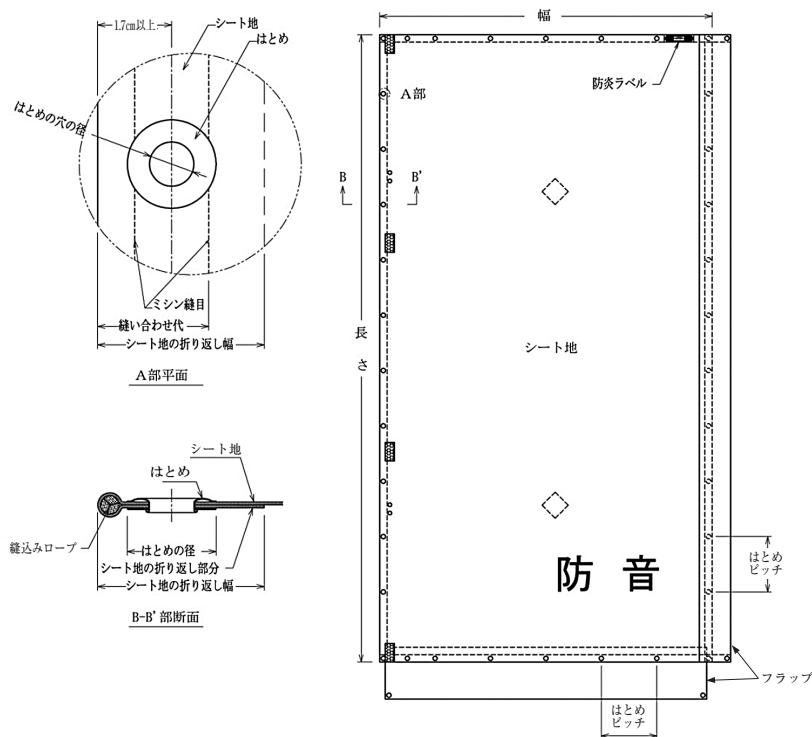
1. 選別

防音シートの選別は、次表の防音シートの部位別選別法により行うものとする。

防音シートの部位別選別法

部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ. 全体損傷	なし又はわずか	ある程度	著しい
ロ. コンクリート等の付着	なし又はわずか	ある程度	著しい
ハ. シート地 (A)切れ (B)表面の摩耗 (C)焼損	なし なし又はわずか なし	ある程度 ある程度 ある程度	著しい 著しい 著しい
ニ. シート地の折り返し縁部 (A)縫込み部分のはがれ (B)はとめの破損 (C)縫込みロープの繊維切れ等	なし なし なし	あり あり	あり
ホ. フラップ (A)縫込み部分のはがれ (B)切れ (C)表面の摩耗 (D)焼損	なし なし なし又はわずか なし	あり ある程度 ある程度 ある程度	著しい 著しい 著しい 著しい

注. 各部の名称は、次図のとおり。



【解説】

1. 表中イ. 全体損傷のcの「著しい」とは、防音シート全体にわたり損傷があり、容易に修理することができないものをいう。
2. 表中ロ. コンクリート等の付着のcの「著しい」とは、コンクリート等が容易に剥離できないものをいう。
3. 表中ハ. シート地関係
 - (1) (A)切れのbの「ある程度」あるものは、全て修理の対象とする。また、cの「著しい」とは、切れの形状が単純な1本の直線状のものにあっては、当該切れの長さがシート地の長辺の長さの4分の1以上にわたるものをいい、切れの形状が鈎状又は十字状のものにあっては、長い方の切れの長さの積が、シート地の面積の大きさの10分の1以上にわたるものをいう。
 - (2) (B)表面の摩耗とは、シート地の表面が損耗する場合のほか、樹脂被膜が剥離したものをいう。bの「ある程度」とは、損耗又は樹脂剥離部分の大きさがシート地の面積の大きさの10分の1以上となったものをいい、cの「著しい」とは、その摩耗部分の大きさが当該シート地の面積の4分の1以上となったものをいう。

摩耗の確認は、目視検査の方法により判断する。
 - (3) (C)焼損のbの「ある程度」とは、わずかでも焼損したものをいい、cの「著しい」とは、その焼損部分の大きさがシート地の面積の4分の1程度以上となったものをいう。
4. 表中ニ. シート地の折り返し縁部関係
 - (1) (A)縫込み部分のはがれがbの「あり」とは、わずかでもはがれたものをいい、その大きさには関係ない。
 - (2) (C)縫込みロープの繊維切れ等がcの「あり」に該当するものであっても、その部分を同質の新品ロープで修理することができるものにあつては、bとすることができる。
5. 表中ホ. フラップ関係
 - (1) (A)縫込み部分のはがれがbの「あり」とは、わずかでもはがれたものをいい、その大きさには関係ない。
 - (2) (C)表面の摩耗とは、シート地の表面が損耗する場合のほか、樹脂被膜が剥離したものをいう。bの「ある程度」とは、損耗又は樹脂剥離部分の大きさがフラップ部の面積の大きさの10分の1以上となったものをいい、cの「著しい」とは、その摩耗部分の大きさが当該フラップ部の面積の4分の1以上となったものをいう。

摩耗の確認は、目視検査の方法により判断する。
 - (3) (D)焼損のbの「ある程度」とは、わずかでも焼損したものをいい、cの「著しい」とは、その焼損部分の大きさがシート地の面積の4分の1程度以上となったものをいう。
6. その他

使用開始後12ヵ月から15ヵ月を経過したときは、性能試験を行い強度等を確認し、その後ほぼ6ヵ月を経過するごとに確認を行う。

2. 整備

- イ シート地に付着した粉じん、煤煙、吹き付け塗料、コンクリート等は、除去のための除じん、クリーニングをするものとする。
- ロ 結束紐を取り替えるときは、その引張強度が0.98kN以上のものとする。

3. 修理

- イ 全体の損傷、シート地の切れ、表面の摩耗又は焼損等の修理のため、シート地の一部を切り取り、同質のシート地により接着又は縫い合わせにより補完する場合は、これに用いるシート地の大きさが十分な重ね代を有するものとする。
- ロ はとめの破損又は脱落したものの修理は、あて布、シート地の折り返し縁部のはがれ等のないことを確認したのち、同質の新品のはとめにより打ち替えるものとする。
- ハ あて布、シート地の折り返し縁部の縫込み部分のはがれのあるものは、ミシン機等による修理を行うものとする。

【解説】

整備、修理等を終えたものは、紫外線、油、溶剤及び有害ガス等避け、乾燥したところを選んで保管するものとする。

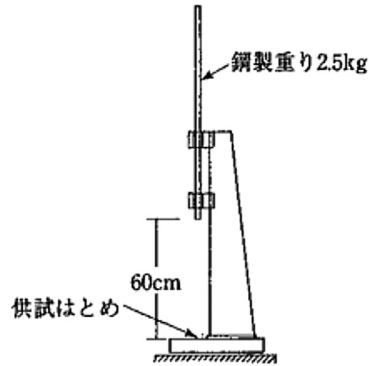
4. 性能試験

- イ 供試体の抽出個数は、同一母集団から1つの型式について4枚以上すること。
- ロ 試験の種類は、シート地の引張試験、はとめ部の引張試験、落下試験の3種類とする。
- ハ 試験の結果、次表の左欄に定める試験方法において、同表の右欄に定める強度等を満足したときに再使用できるものとする。

試験方法	強度等
<p>(シート地の引張試験)</p> <p>次の図に示すように、シート地より取り出した幅3cmの供試片を、つかみ間隔が20cmとなるように試験機に取り付け、20 ± 1 cm/minの引張速度で試験を行い、引張強さを測定する。</p> <p style="text-align: center;">シート地の引張試験の例</p>	<p>引張強さは、1.33kN以上であること。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">上記は縦方向、横方向のうち弱い方向の値をいう。</p>
<p>(はとめ等の装着部の引張試験)</p> <p>次の図に示すように、防音シートの縦方向及び横方向のそれぞれについて防音シートの縁から30cmのところを、はとめ等がほぼ中央となるように長さ約30cmのつかみ金物で固定して試験機に取り付け、徐々に引張り、はとめ等がシート地から外れるか、はとめ周辺のシート地又は縫目が破れるときの荷重の最大値を測定する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 荷重0.49kNのときまでに外れ、破れ等の異常がないこと。 2 荷重の最大値0.98kN以上

(合成樹脂製はとめの衝撃試験)

次の図に示すように、防音シートより取り出したはとめの中央部に、質量2.5kgの鋼製重りを高さ60cmより落下させ、はとめの異常の有無を調べる。

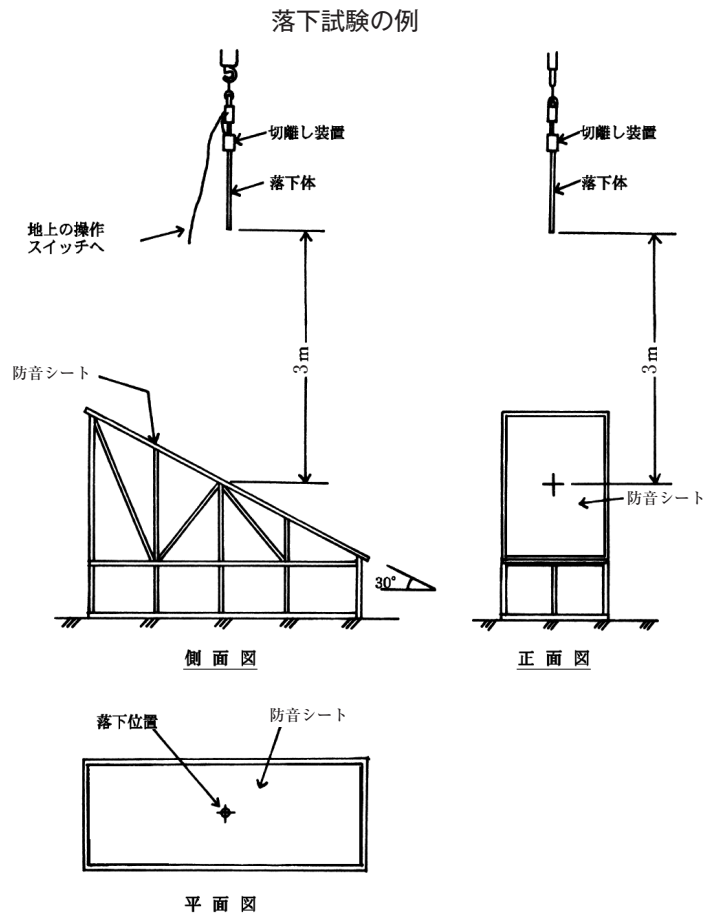


割れ、ひび等が生じないこと。

(落下試験)

次の図に示すように、防音シートを水平に対し30°の傾斜を有するフレームわくに取り付け、フレーム縁面レベルから上方3mの高さから落下体を円筒チップを下方にした状態で自由落下させる。落下点は防音シートの中心とする。なお、落下体は、外径48.6mmの鋼管に円筒チップを取り付けたもので、質量4.8kgとする。

落下体が防音シートを貫通しないこと。



【解説】

この「型式」とは、シート地の種類等のことをいい、仕立て寸法の大きさ及び製造者の別は問わない。